章-番号	意見内容	対応	担当課
1-1 (P4)	「グリーンニューディール」、「グリーン成長」、「グリーンイノベーション」などの用語が使われているが、 注釈を入れるなどして新聞レベルで 読めるようにわかりやすくするべきである。	注釈を追加するなど工夫する。	環境企画課
1-2 (P8)	「持続可能な開発のための教育」は「ESD」という言い方が一般化しているので、本文中にも()書きでESDと記載した方が良い。	本文中に追記する。	環境企画課
2-1 (P3, 5,15, 20~2 5,48 ~54)	新エネルギーの導入において太陽 光の買い取り量は限界があるので はないか、小規模な蓄電、地産地消 の方向を目指さないのか。		地球温暖化 対策室
	国のエネルギー施策の動向が不 透明であり、固定的に受け取られな いような表現にすべきである。		
	2020年までの計画であり、具体的に記載して県民に信頼してもらう必要がある。		
3-1 (P23)	「見える化」は、一般的に使う言葉 か。わかりやすいが、適当であるか が問題、可視化が普通である。	最近、使われている言葉であり、 かつ、わかりやすいように「 」をつけ ており、文言修正はしない。	地球温暖化 対策室
3-2 (P26)	「3Rの推進」について、岡山市は4 RでRefuse(リフューズ)も取り上げ ている。県は3Rのままか。	3RにRefuse、Repair、Rentalなどを加えた4R、5R、6Rの考え方もあるが、本県では、Refuse等は、Reduce(発生抑制)の一環と整理している。なお、循環型社会形成推進基本法や岡山県循環型社会推進条例でも3Rを基本としている。	循環型社会 推進課

章一番号	意見内容	対応	担当課
3-3 (P26)	「3Rの推進」について、レジ袋の 有料化が遅れていることを記載する 必要はないのか。	レジ袋削減の取組の現状の記述 を加える。	循環型社会 推進課
3-4 (P26)	「廃棄物の適正処理の推進」で3 行目のつながりが悪い、最終処分 量と不法投棄をつなげる必要はない。	記述を修正する。	循環型社会 推進課
3-5 (P26)	1章で最終処分場の設置が困難であると書いてあるが、主要施策の「廃棄物の適正処理の推進」には、それに対する説明等が無い。設置のための説明、説得や指針の検討などを記載してはどうか。	最終処分場の設置等に関しては、 県要綱に基づく事前協議制度を設け、事業者による住民理解等を求め ているところである。設置許可申請 に対して、県は法に基づく審査を行 う立場であることからも説明等の記 述は困難と考えるが、引き続き適正 な指導・助言に努めたい。 なお、最終処分場の記述は、県内 における課題として、3章に記載す ることとする。	循環型社会 推進課
3-6 (P31)	地下水と同様に土壌汚染について も具体的な汚染が発生していると考 えるが、地下水汚染と土壌汚染とで は対応等の書きぶりが違うがいか がか。	土壌汚染についても、平成23年度 末現在で、汚染が確認された事例 が5件があり、より理解しやすい表現 に改める。 また、地下水と土壌では法令等に よって汚染状況を把握するための調 査等が異なるため、対応等の書きぶ りが違うことはやむを得ないと考えら れる。	
3-7 (P34)	「環境放射線の監視」では、人形 峠と鉱山を監視することとなってい る。島根原発などを考えると県下全 体的なことになる。その辺りの測定 は実施するのか。	県内の環境放射線量を把握するため、モニタリングポストを4基増設し、空間放射線量の連続測定を実施しているところであり、これを踏まえた記述とする。	環境企画課

章一番号	意見内容	対応	担当課
3-8 (P40, 42)	景観計画を主要な市が策定している中で、県のスタンスが現在のままでいいのか。	進されるよう努めるとともに、その他の市町村について県が積極的に取り組む姿勢を示す記述とする。	環境企画課
3-9 (P40)	「景観の保全と創造」で、平成20 年を未来形で記載しており修正する 必要がある。		環境企画課
4-1 (P48)	新エネルギーの導入によって、化 石燃料の利用がどれくらい減らせる かのイメージがわかない。 どのくらい減らせるか試算するなど 工夫はできないか。	現在は、原子力発電所の停止分を 置き換える形で化石燃料が増えてき ており、新エネルギーの導入により 削減しているという状況であり、試算 は難しい。 数値を入れるとすると新エネル ギーの導入量となる。	地球温暖化 対策室
4-2 (P48)	メガソーラーの導入箇所数などでは無くて、発電量を目標にできないか。	太陽光発電総設備容量の目標を 新たに盛り込む。	地球温暖化 対策室
4-3 (P50)	「県有施設の省エネルギー化の推進」で、県有施設を県下の公共施設 とは変更できないか。	市町村の庁舎等は、民間建築物の省エネでの働きかけで取り組むことを考えており、重点プログラムの名称を変更する。	地球温暖化 対策室
4-4 (P58)	「PCB廃棄物」について、保管・処理状況がわかるように記載できないか。	P58に毎年度の届出による保管・ 処分状況の把握等を記載している。	循環型社会 推進課
4-5 (P63)	「児島湖流域下水道事業の推進」 については、施設の増設を推進する と書いてあるが、今後の具体的な整 備計画があるのか。現在の記載で は更に施設等を整備していくように 受け取られる。	児島湖流域下水道は、児島湖流域における下水道整備の総合的な基本計画である「児島湖流域別下水道整備総合計画」に基づき整備を行っている。 児島湖流域下水道浄化センターは、関連公共下水道の面整備促進に伴い増加する流入汚水量に応じて処理施設を増設する。	土木部 都市計画課

章一番号	意見内容	対応	担当課
4-6 (P72)	「アダプト事業の推進」で、本来アダプトの意味は養子だが、ここまで表現を丸めていいのか。趣旨が地域にゆだねるということか。 国でも使っているが、わかりにくい。	アダプト事業は、平成12年度から 実施しており、事業名としても定着し ていることから、引き続きこの名称を 利用していく。 なお、脚注(P17)についても引き 続き表示し、わかりやすい記載に努 める。	土木部 道路整備課
4-7 (P79)	林業は、「経済が循環する仕組み づくり」に取り込まないと魅力ある林 業とはならない。 現在は、木材が出回っておらず林 業でお金が循環していない。 加工場や規格などの整備を促進し て木材を供給できるようにし、林業と 木材工場が一体化して循環すること、つまり、林業の振興ではなくて、 木材利用の基盤整備、仕組みを作 ることを記載しなければならない。	木材の需要拡大を図る内容を重点プログラムに記載する。 また、木の利用に伴う森林の育成が温暖化防止につながる旨の記載を主要施策「森林の保全」(P24)に追記する。 さらに、農地や森林等がもつ環境保全などの多面的機能維持のため、儲かる産業としての農林水産業の確立を目指す趣旨等を主要施策「環境と好循環した農林水産業の振興」(P44)に追記する。	農林水産部林政課
4-8 (P79)	木は成長過程で二酸化炭素を吸収するので、今ある木を切って造林する必要があり、そうすれば林業が振興する。 林業と環境保全がリンクするためには、人工林を十分使う必要があるため、木材を使うということを記載する必要がある。		
5-1 (P83)	指標の公表で、暫定値を使って速 く公表し、後日、確定値で修正するこ とはできないか。	指標については、これまでも最新の数値を公表するとともに、迅速な 集計につとめ、可能なものについて は、見込み等を併せて発表している ところであり、引き続き早期の集計・ 公表に努める。	環境企画課
5-2 (P83)	県の公表資料はPDFであり、流用 するのに不便だ。エクセルなどでの 公表はできないか。	対応可能な資料からエクセル等で の提供を実施する。	環境企画課